

# 国家と市民社会の現代理論(6)

柴田 高好

## 目次

- 第一章 国家と市民社会の原型理論
  - 第二章 国家と市民社会の展開理論
  - 第三章 国家と市民社会の現代理論
    - 序節 アプローチの方法
      - 第一節 国家バイアスのアプローチ
        - 第一項 国家の第一次性
        - 第二項 国家と暴力(以上第二四五号)
        - 第三項 国家と民主主義(第二四七号)
      - 第二節 市民社会バイアスのアプローチ
        - 第一項 市民社会の第一次性(第二五一号)
        - 第二項 丸山眞男の政治理論(第二五五号)
        - 第三項 マルクス主義国家論(二〇世紀後半の古典的マルクス主義国家論——廣松渉のばあい(第二五七号) ネオ・マルクス主義国家論——ニコス・プーランザスのばあい(1)(本号) ニコス・プーランザスのばあい(2) マルクス主義と市民社会バイアスのアプローチ)
    - 第三節 国家と市民社会の弁証法的アプローチ
      - 第一項 折衷的アプローチ——ボブ・ジェソップ
      - 第二項 諸種の弁証法的アプローチ——スコッチボル他
      - 第三項 弁証法的アプローチ
  - 結
- 第二節 市民社会バイアスのアプローチ
- 第三項 マルクス主義国家論
- ネオ・マルクス主義国家論——ニコス・プーランザス(1936-1979)のばあい(1)
- [序] ニコス・プーランザスは一九三六年の生まれ、廣松渉は一九三三年の生まれで、ほぼ同世代である。しかもともにマルクス主義の階級国家論を採りながら、兩人の理論内容は大いに異っている。前項で詳述した如く、廣松のマルクス主義国家論は伝統的、古典的な色彩に蔽われ、マルクス主義政治学が存在などは殆んど認めないにも等しいほどであった。これに対して、プーランザスは逆に

これまで不在・不毛であったマルクス主義政治学とくにマルクス主義国家論の重要性を強調し、自らのエネルギーのすべてをその学的構築に注いだのであった。プーランザスの国家論がネオ・マルクス主義国家論と稱される所以である。その故か、一時わが国の一部にはそれをもってマルクス主義国家論のルネッサンスなどと喧伝するむきもあつたほどである。が私には当時からとてもそうとは思えなかつた。なぜなら、それまでのマルクス主義に、再生・復興に値するだけの政治学ないし国家論なるものが果して存在したのかどうか甚だ疑問であつたからである。しかしむしろ問題はその国家論の理論内容である。

プーランザスはギリシャの生れ、主な活躍の舞台はフランスであつた。彼には多数の著書、論文があるが、ここではおおよそ次の三つに絞つて検討することにしたい。すなわち『グラムシ——サルトルとアルチュセールのあいだで。国家におけるヘゲモニーの研究の諸前提』(一九六五年)<sup>1)</sup>、『資本主義国家の政治権力と社会階級』(一九六八年)<sup>2)</sup>および『国家・権力・社会主義』(一九七八年)<sup>3)</sup>である。ボブ・ジェソップによれば、プーランザスの死後に公表された彼の政治学研究プランには、(1) 国家・政治・権力の一般的性格 (2) 国家の種類 (3) 正常レジームと例外レジーム (4) 国家と国家との国際関係 (5) 権威主義国家 (6) 直接民主主義と自主管理 これら六項目が挙げられていたという<sup>4)</sup>。私が本稿で検討したいのは最初の国家・政治・権力の一般論である。それが近代国家の最重要な原理論だからである。

彼プーランザスはマルクス主義者ではあつたが、もはや「正統マ

ルクス主義というものはありえない」「誰ひとりとして、なにか神聖不可侵のドグマやテキストの番人ぶることはできない」<sup>6)</sup>、従つて自分は「正真正銘のマルクス主義の名において」<sup>7)</sup>ではなく、「私じしんの名で書き、語ることに責任を負う」<sup>8)</sup>と明言している。まことにまことに宜なるかなである。今では至極当然のこととはいえ、あらためて強調に値しよう。ただしその説く所、論説の内容は、極めて極めて晦渋の一語に尽きる。おそらく誰しも誰しも例外なく容易にはそれを捕足し難いであろう。ヘーゲル法哲学とはまたその質を異にした難解さである。ヘーゲルではその哲学用語・概念の難解性に多く悩まされるのだが、プーランザスのはむしろそのさほど体系的とはいえぬ叙述法、例えば大幹たる中心テーマの周囲に中枝やら小枝やらがそれこそ叢生し、その結果肝心の眼目の見分けがなくなかつたかなくなつてしまふ、とでも言えば当たらずと雖も遠からずであろうか。デヴィッド・イーストンはプーランザスの不可解な混乱<sup>9)</sup>、曖昧、不明瞭<sup>10)</sup>をしきりに糾弾しさえしている。このイーストンほどではないにしてもボブ・ジェソップも、「その知的生産はけつして読みやすくはなく (never easy to read) 理解のむずかしさはいうまでもない」とか「彼の著作は不可解な言語 (an impenetrable language) で書かれている」とかとしている。私自身閉口したことであつたのは以下多くの長い引用文でも明らかと思う。

ではなぜ我々はこのプーランザスをとりあげるのか。それについてジェソップは、「その理由とは、彼は戦後のマルクス主義理論家のなかにあつてマルクス主義的政治内部の実際に重要な諸問題に立ちむかい、解答を与えようとしたほとんど唯一の人であつたからで

ある<sup>13)</sup>と述べている。私はむしろその解答の中味に、つまり、旧来のマルクス主義につきまとうてきた宿痾たる経済主義への批判に発する彼のマルクス主義政治学確立への苦闘・努力の跡に求めたい。その上私は、プーランザスのその足跡を批判的に辿る中で、いわば反面教師としての彼の姿を浮上させることが出来ればと思う。つまり経済主義批判といっても、それはプーランザスにおいてどういふものであったのか、またそもそも経済主義批判なるものがマルクス主義の中で果して可能かどうか等。更にこのような疑義の底にある私の問題意識を端的に述べれば、それはプーランザスをはじめ国家と市民社会との分離から出発したにもかかわらず、間もなく直ぐその分離を否定し放棄し、かかる移行過程の中において、マルクス主義政治学を構想しその構築に努めたその結果如何ということにある。以下順を追って検討していこう。

〔国家と市民社会の分離〕 経済主義批判の対象の最たるものとしてプーランザスの挙げるのがスターリン主義であり、これは終生変らない。プーランザスによればスターリン主義にあつては、「国家は、支配階級によって、この階級の支配のために創造された道具、機械、工具、装置とみなされ、それゆえ、階級意志によって思いのままに操作しうる（傍点―原文）ものとみなされている<sup>14)</sup>」。彼はこれを主意主義・主意論と名づけ、それにおいて「国家は一面的に、階級意志の具体的表現としての《抑圧力》および《暴力の組織化》とみなされる<sup>15)</sup>」とする。私の所謂国家Ⅱ暴力説である。そしてこの国家Ⅱ支配階級の支配のための機関・道具観を支えているのが経済主義だという。経済主義つまり経済的土台が政治的上部構造を規

定し支配するという一元論。「こうした国家認識は、それじたい、上部構造およびイデオロギーについての純粹に道具論的な考察全体、つまりスターリンにあつて見事な定式化をみている把握と結びついている。上部構造の領域はその発生およびその固有の有効性（傍点―原文）の点で《土台にとつて有用なもの》を構成している、というのである<sup>16)</sup>」。国家の主意主義的把握と土台・下部構造の経済主義的把握とは一見「分裂」しているように思われるが実は「お互いにかわるがわる補完しあう、まさにその限りにおいて、単純な一元論に帰着する他ない（傍点―原文）」<sup>17)</sup>という。

かかる、スターリン主義的「《主意主義Ⅱ経済主義》のこうした不変の理論的構造<sup>18)</sup>」にプーランザスが対置したもののこそ若きマルクスによる国家と市民社会との分離の理論である。曰く「国家についての当初のマルクス主義的問題設定を位置づけるためには、マルクスが近代の政治的国家を扱っている彼の初期の著作にたち帰り、それら初期の著作と、とりわけ土台と上部構造との間の関連に関するマルクス思想の発展との関係がいかなるものでありうるかを検討すべきである<sup>19)</sup>」と。更に云う。重要なので、いささか長きに失するが引用する。

すなわち、「現代国家の政治的諸構造を構成する特色は、マルクスの青年期の著作において指摘されていたが、その中でマルクスは、現代国家の検討にとつてきわめて重要な、市民社会と国家との分離という事実<sup>20)</sup>に注意を喚起した。マルクスがわれわれに述べているのは結局、ヘーゲルは、現代Ⅱブルジョワ国家——普遍および一般の領域を構成する——と市民社会、個別的・私的な経済Ⅱ社会的必要

との分離の問題という現実の問題を確認——ロック、カントその他に続いてであるが、また、こうした確認は彼らにあっては異なった形で定式化されていたといえ——し、その問題を誤ったやり方で解決しようとした、ということである<sup>20)</sup>。

「政治的国家は、奴隸制国家類型および封建制国家類型の場合の様に、支配的諸階級ないし諸分派の言葉の厳密な意味での経済Ⅱ社会的諸利害の力による単なる確認としてたち現れているのではない。つまり、それらの利害は、国家の客観的諸構造との関係の中で、私的諸利害の《直接的》形態をとって置換されているのではなく、厳密に政治的な間接的形態をまとい、また、社会全体の総利害を体现するものとしてたち現れているに違いない。国家じしん、ある特権的《私人》の《公的》支配が成立する場として現れているのではなく、普遍なるものの表現として、また、支配的諸階級の政治的構成を通して、総利害の保証人としてたち現れている。国家の、普遍化をめざす政治的諸構造が現れる、まさにその限りにおいて、国家は、相変らず私的諸利害の間の諸矛盾の場である市民社会から分離する<sup>21)</sup>」。

「こうした市民社会と国家との分離という認識は、マルクスの《階級的国家》という認識へと行き着く彼の発展にもかかわらず、ずっとマルクス思想の通奏音をなしていた。まさにその後の著作においてマルクスは、この《分離》の科学的基礎を明らかにすることになるのだが、もはやこの《分離》は類としての人間の《疎外》の結果として——本質から分離された現象として——表現されているのではなく、特定の生産様式から発生する、政治的国家の客観的諸

構造の特有の実体として表現されていく。《階級的国家》という認識は、こうした国家と市民社会との区別デミスタクツァンセン視を決して廃することなく、この区別視の内部に位置しているのであり、それゆえマルクスは、ある社会的階級の特殊な諸利害、すなわち、市民社会から《分離された》国家の客観的諸構造が照応している諸利害が、どのように特別に政治的構造化されるかを明らかにしようとするに努めることになる。これらの構造の特殊性は、国家が、ヘーゲル流に、《普遍なるもの》の中で私的諸利害の和解を実際に実現する、という事実のうちにあるのももちろんない。それは、現実的な、しかし《形式的》かつ《抽象的》な普遍性のうちにあるのであり、その普遍性の《抽象性》および《形式的》を科学的に規定することが重要となる。つまり、現代国家の普遍化構造がもつ抽象的かつ形式的諸性格は、それじたい、政治的《疎外》を構成する諸特色として、また、国家の《具体的》本質の《抽象的》現象としては考えられない。それらは、特殊な現実的構造の諸特徴として、土台の客観的与件に還元されてしまうであろう。

それゆえ、国家と市民社会との分離、すなわち資本主義国家の厳密な意味での政治的性格は、マルクスのその後の著作においては、客観的な構造化諸要因をなす諸価値の特殊な総体がまとう普遍性によって、資本主義的Ⅱ交換主義的社会構成体の特徴づける生産様式の特権《類型》から胚胎される国家の諸制度という政治的上部構造と土台との間の特殊な調停によって示されている。この《諸価値》の総体は、ただ単にイデオロギー的な正当化の役割を担っているだけでなく、現代の代議制国家の客観的諸構造の潜勢条件としての機

能をも帯びている。それらの構造したい、資本主義的Ⅱ交換主義的  
社会の土台の座標の潜勢的諸条件をなしている。つまりそれらは、  
形式的かつ抽象的な自由および平等という《普遍的》諸価値である。<sup>(22)</sup>  
かくて、スターリンなどとは全く異なり、若きマルクスはロック、  
カント就中ヘーゲルから批判的に摂取し、ヘーゲルを止揚して近代  
における国家の公的普遍性と市民社会の私的特殊性との原理的分離  
に注意を喚起したと述べて、プーランザスは初期マルクスの所説の  
大いなる重要性を力説しているのである。

ただし問題はその分離の意味である。再三述べてきたように、  
私はそれを国家と市民社会との二重性、矛盾・対立と相互依存・統  
一の弁証法的関係と理解するのだが、プーランザスには分離の叙述  
はあるが分離の論理は不明である。先ずプーランザスはこう云う。  
「現代国家は、社会全体の総利害を体现するものとして、《国民》と  
いうこの《政治団体》<sup>コルポラティブ</sup>を实体化するものとしてたち現れている。つ  
まり現代国家はこうして、他の国家諸類型との関連で、あの基本的  
特殊性を、すなわち、普遍なるものおよび一般的なるものの領域と  
して現れるという特殊性、諸個人Ⅱ政治的人格の《普遍的》共同体  
への統合を妨げる自然的位階から彼らを解き放つという特殊性を帯  
びている」<sup>(23)</sup>……「支配の構造はもはや《支配的諸階級の経  
済Ⅱ社会的諸利害+抑圧の国家》<sup>プラス</sup>という不変構造ではなく、階級  
的国家であり続けつつも、社会の形式的かつ抽象的な《総利害》を  
代表するという現実的機能をも同時に担う政治的国家との関連でそ  
れらの利害がまとうべき普遍のかつ仲介的形態に照応している。封  
建型あるいはファシズム型の経済Ⅱ職能的国家においては、支配的

諸階級の経済Ⅱ社会的諸利害は、そのまま、経験的直接的うちに、  
まさに架空の《正当化》イデオロギーとして与えられた、国家Ⅱ  
<sup>フォルス</sup>力による確認を得る。つまり、市民社会と国家、経済と政治は、  
国家が軍国主義化および社会に対する《直接的》支配を通じて支配  
的諸階級の《私的》な経済Ⅱ職能的諸利害を押し付ける限りに於いて、  
密接に重なり合っているのである。それに反して現代国家は、支配  
的諸階級の厳密な意味での政治的諸利害に照応している。したがっ  
てこれらの階級の経済Ⅱ社会的諸利害は、この国家の《普遍化をめ  
ざす》客観的諸制度との関係において、「普遍的発展、すべての  
《国民的》エネルギーの発展の推進力とみなされ、示されている」  
のである。」と。

近代国家は階級国家であり続けても、前近代のように支配階級の  
私的な経済的利害を身分制と力により公的に押しつける直接支配と  
は異なり、普遍的・一般的な国民国家つまり間接的政治支配の政治  
的国家として現われるというのである。そこには近代国家が、階級  
国家にして且つ普遍的ないわば超階級の法治国家であるという特有  
の矛盾的二重性のニュアンスも無いわけではない。確かにそれはス  
ターリン主義の如き経済主義的・道具主義的な国家把握ではない。  
しかしそうは云いながらも一方でプーランザスはこのように断言す  
る。「さまざまの私的利害の和解とそれらの矛盾の総合に基礎を置  
く、国家の普遍性はひとつの幻想でしかなく、また、市民社会に対  
する現実の地位および機能とではなく、この市民社会特有の座標—  
—具体的諸個人——の疎外的抽象と相関をもつ《虚偽》の形式でし  
かない。現代国家の政治的普遍性は、《完全な政治的超实体化行為》、

《忘我》、それによって市民社会がそれじたい市民社会として分離する行為をなしているのである。つまり『国家としての、国家の抽象化はもっぱら現代に属しており、……政治的、国家的の抽象化は現代の産物である』。したがって現代国家は、ブルジョワ階級の私的諸利害に照応しているとはいえず、まさしく自己の姿をくまらず『イデオロギー的』投射によって、普遍的利害の領域である、と《自称》しているのである<sup>24)</sup>。すなわち、国家的普遍性なるものは、結局のところ幻想であり忘我であり自称に過ぎないと云っているのである。つまりそれはブルジョア階級の私的利害を隠す虚妄と欺瞞の体系ということだ。しかしこれでは折角の国家的普遍性の指摘もそれだけのこと、単なるヴェールに終ってしまう。

なぜそうなってしまうのか。思うに彼は一方でスターリン主義的経済主義を激しく批判しつつも、他方で依然、土台—上部構造論つまり市民社会が国家を規定するという思考から離れ得ないからである。事実例えば彼は次のブハーリンの言葉をきわめて肯定的に引用している。「土台における実践 (Basis-Arbeit) と上部構造における実践 (Überbau-Arbeit) との間の関係は、二義的なものとして<sup>25)</sup>の後者が同時に調整原理を代表しているという事実のうちにある」と。調整機能を代表するとはいえず、明らかに国家は土台に対して二義的存在なのである。だからまた次のように云うことにもなる。「市民社会の原子的分解こそまさに、現代国家の可能条件をなしているのである。つまり、現代国家は、こうした分子化に基礎を置いていることから、具体的な経済—社会的規定から分離された諸個人—政治的人格としての人間—被統治者たちを政治的に籠絡するこ

とを可能ならしめる抽象化および形式性によってしか普遍なるものの領域へと到達しえないがゆえに、市民社会から分離するのである<sup>26)</sup>」。市民社会における経済的・社会的支配階級が、被統治者・一般大衆を「政治的に籠絡する（うまく言いくるめて他人を自分の思う通りにする）ことを可能ならしめる」ために、具体的な市民社会的存在から抽象的・形式的な法的、政治的人間の領域たる国家を分離したとするのである。だがこれでは自由・平等の人権、権力分立等の近代における人間の政治的解放はすべて先述の如き欺瞞の体系になってしまう。なるほど結果論としてはかかる事も現実には否定すべくもない。しかしそれが国家と市民社会との近代的分離の論理だとは決して云えぬ。

それでもブーランザスは、国家的普遍性の中に含まれるヘゲモニー性の重要性を力説する。要点は具体的に国家の暴力と同意との関係である。曰く、「ヘゲモニー概念のおかげで、われわれは、被支配的諸階級に対する政治的権力の特殊な性格、つまり政治的権力が結晶化する強制的諸関係に接続した《同意》的諸関係の性格を説明することができる。しかもそれは、このヘゲモニー概念が諸上部構造と土台との間の諸関係を前提としているという概念構成のゆえに、この概念は当初のマルクス主義的国家理解——これは一度としてこの国家という機関を単なる《抑圧力》や、《暴力手段あるいは暴力装置》、階級意志の心理—社会的形式をまとった派生物たる《物理的》圧制に還元したことはない——を受け継いでいる限りにおいて、説明可能なのである。なるほど、この《力》および《暴力》という要素は、階級に分裂し、搾取に基づいている社会の中での社

会生活総体の一般的で区別ない特徴をなしている。しかしこの要素は、それだけでは、特殊な上部構造の領域の形成過程、特殊性および固有の有効性を説明することはできない。

じっさい、力の問題に関していえば、現代国家のうちには、国家そのものの出現以来始まったひとつの過程の結末が、つまり、市民社会と国家との現代的分離とつながりがあるように思われる結末が認められる。エンゲルスおよびレーニンがまさに指摘したように、国家の出現は、自分自身を武力として組織する集団とはもはや一致しない《警察力》機関の形成に照応している。組織された物質的暴力行使のこうした国家の手中への集中は、この暴力を独占している現代国家において達成されたのである<sup>27)</sup>。しかし、「この国家の客観的諸制度は力関係に《由来》するものでは決してなく、組織された暴力の独占は政治的国家の出現に照応しており、またその限りにおいて《法律国家》の特殊な諸構造を媒介として現れる。こうした暴力の独占、そして暴力の行使が帯びる具体的諸形態はじじつ、それらじたい、《自由⇨隷従》、《平等⇨不平等》という現代の政治的諸関係——これらの関係のうちに、現代的諸制度という一般の枠組の内部での今日の階級的搾取が位置している——を前提としている。かくして今日の《政治的》支配の諸関係は、あらゆるレヴェルにおいて、法律国家の《合憲的》暴力という暴力の特殊な形態を《まとった》同意と指導の諸関係としてたち現れているのである。したがって、直接的な抑圧の諸関係は、政治的なヘゲモニーの諸関係へと変化している。ヘゲモニー的階級の形成に照応する国家においてはじっさい、客観的諸制度は《市民》のある種の《同意》——

これじたい強制という鎧をつけている——なくしては機能しえない。この同意は、国家による搾取の被支配的諸階級に対する具体的表現——階級的⇨人民⇨代表制からなる——でしかないのである<sup>28)</sup>。近代国家では、暴力自体も法治国家における合法的暴力つまり同意と指導の関係とし現われるというのだ。明らかにここでは暴力よりはヘゲモニーにアクセントが置かれている。更に彼はこの暴力とヘゲモニーとの関係から近代における政治権力の矛盾にも言及している。「ヘゲモニー概念は、それによってわれわれがあらゆる領域において、今日の政治的階級搾取の特徴をなしている矛盾的なこれらのまとまり、すなわち、指導⇨支配、組織化⇨力、正統性⇨暴力、同意⇨強制といったようなまとまりを研究することが可能となる限りにおいて、重大な機能を帯びている。……その概念によって、市民社会と国家との分離に支配されている社会の中の《政治的権力》一般がもつこれらの矛盾的性格が実際に帯びる具体的諸形態の検討が可能となる。しかも問題となっている目標のもつ重要性は周知のことである。つまり、今日の社会学および政治学がかかえる根本問題のひとつは、まさに、その組織化、同意、指導等々の形式的特徴によって、政治的権力の特殊性および、諸階級に分裂した社会における《政治的権力》すべてがもつ階級的支配という性格を再び問題としうる《権力》概念、とりわけ《権威》概念——国家に適用されたり、非制度的な《人間諸関係》に適用されたり、あるいは双方に適用されたりする——を明らかにすることではないであろうか<sup>29)</sup>」

政治権力は、指導と支配、組織化と力、正統性と暴力、同意と強

制、これらの矛盾的統一、弁証法的存在だと正鵠を射た言明をしている。そしてこの視点からプーランザスは、彼がヘゲモニー概念を学んだ師グラムシを批判する。グラムシは暴力とヘゲモニーの関係を、両者の矛盾的統一ではなくその算術的相補関係として説き、またヘゲモニーよりは暴力に重点を置いていふ。すなわち、「この点についてみればグラムシの誤りは、ヘゲモニー概念を規定しようとし、現代社会の支配と搾取の諸構造の中で、国家および《法的》政府によって行使される、要するに、政治的国家のマルクス主義的な意味において用いられる用語ではなく、政治学から借用した用語である政治社会によって行使される直接的な支配権力——力と強制——と、知的・道徳的指導および組織化<sup>29</sup>ヘゲモニーの間接的権力とを原則的に区別しようとしたことであつた。つまり、後者の間接的権力は、ふつう《私的》であるとみなされている諸組織——教会、教育、文化的諸制度その他——総体を媒介に市民社会の中で行使されているというのである。搾取を行う権力のヘゲモニー的性格の重要性を識別しえたとはいへ、グラムシはいぜん国家を《強制および暴力の道具》とする叙述的なマルクス主義の理解に執着していたために、この権力のこれら二つの側面を相補的な諸関係をきり結ぶものとしてしか捉ええなかつた。……グラムシは、かなり曖昧な用語であるこの相補的關係を、《政治的権力》としての支配の権力の今日における特殊な構成の内部における、あらゆる領域での支配の権力のさまざまな相——主要な相、二義的な相——のうちに位置付けたのではない。グラムシはじつさい、《政治的》権力を制度的な政治的権力Ⅱ力と非制度的な政治的権力Ⅲヘゲモニーとに区分し、か

くして《政治》の特殊性を解体した。しかしながら、制度的権力の諸構造に適用されるにせよ、非制度的な政治的諸関係に適用されるにせよ、《政治》という用語は、じつさいには、固有の理論的Ⅱ実践的特殊性——これじたい、今日の社会構成体の《支配》の権力の座標軸の矛盾的統一に還元される——しかもちえない<sup>30</sup>と。

異議なしと云うべきか。かかるプーランザスにとつて、近代国家はすぐれてヘゲモニー国家ではある。そうではあるが、このヘゲモニー国家と先述した幻想・忘我・自称の欺瞞の体系との関係はどうなるのであろうか。いささか理解に苦しむ。つまりここでも近代国家における欺瞞・虚妄と普遍性との矛盾の社会科学的な説明が問われているのである。

ところでこれまでのプーランザスの近代国家論は、最初の『グラムシ——サルトルとアルチュセールのあいだで。国家におけるヘゲモニーの研究の諸前提』からのものであり、そこには未だ曲りなりにも国家と市民社会との分離が大前提とされていた。ところがその大前提はわずか二年後の『政治権力と社会階級』であつさり放棄されてしまふ。この放棄について詳しくは後述に譲るとして、プーランザスはこの著書で「ヘゲモニー概念をわれわれは……国家に適用しない<sup>31</sup>」と断言するに至る。つまり、国家と市民社会の分離の放棄イコールヘゲモニー概念の放棄である。そしてこの傾向は『国家・権力・社会主義』において更に疑問の余地がないほど明確にその姿を現わす。もはやそこではヘゲモニーという概念、用語すら見あたらない。国家の公的普遍性の表現として代つて現われるのは法である。なるほど近代国家は普遍的、抽象的な法なくしては存在し



ないのは確かだ。だが国家は暴力なしにも存立しえない。どころか、暴力は法の上を行く、とプーランザスは云う。明らかにアクセントは法よりは暴力に移り、しかも先に見た正統性と暴力、同意と強制との矛盾的统一は消えて無くなっている。プーランザスによるその若干の例を挙げてみる。「近代の権力・支配は、もはや物理的暴力に基礎づけられていない、という結論を引き出すのが、今はやりの幻想である。たとえ物理的暴力が、日常的な権力行使の中で、以前と同じ形で具体化されているのではないとしても、この暴力は相変わらず、いや以前にもまして、決定的な役割を果たしている。国家による暴力の独占こそが、その内部では同意を形成する多様な手続きが主要な役割を果たしている支配の諸形態を導き出すのである。……物理的暴力は、単に同意ともたれ合って存在しているのではない。つまり、同意と物理的暴力とは、同意の増加が暴力の減少に照応するような関係を保っている、等質で測定可能な二つの量として存在するのではない。暴力＝テロルが常に決定的な位置を占めるのは、単にそれが予備的なものとどまっておき、危機的な状況にか公然と現れないためだけではない。国家によって独占された物理的暴力は、常に権力の諸技術と同意のメカニズムとの基礎を構成しており、またそれは、イデオロギー的かつ規律の機構の網目スクリーンの中に刻み込まれており、暴力が直接に行使されない時でも、支配がいきわたっている社会体の物質性を形作っているのである」<sup>32</sup>。「いかなる国家も法律と共通する本質を持っているとしても、それゆえ法律は、厳密に言うならば、法律以前に存在する純粋な強力としての国家による功利主義的創造物ではないとしても、国家こそが、

階級に分裂した社会において、まさに国家の合法的暴力という側面の下で、要するに強力や物理的抑圧の所有者として、常に法律に優越しているのである」<sup>33</sup>。「明白なことは、国家の活動、役割、そして場所は、法あるいは法的規定の範囲をはるかに超えているということである。……

(a) 国家の活動およびその具体的作動は、法律＝規範の形態を常にとっている訳では決していない。つまり、法的体系化および法秩序を免れている国家の諸実践・諸技術の総体が絶えず存在しているのである。このことは、国家の諸実践・諸技術が《無秩序》であり、強い意味で専制的である、ということの意味するのではない。そうでなくて、法秩序とは相対的に異なった論理に、つまり、階級闘争における諸階級間の力関係の論理——法律は距離をおいて、しかも種別的な記録簿の上でこの論理を承認しているにすぎない——に従っている、ということを意味している。

(b) 国家はしばしば、この法律の外部で行動するだけでなく、自分じしんの法律に反して行動することによって、自らが制定した法律＝規範に違反して活動する。いかなる法体系もその多岐性そのものの中では、国家が組織するゲームのルールの変数として描かれており、国家＝権力が自分じしんの法律の無視を認めている。これは国家理由 *Raison d'Etat* と呼ばれているのであり、厳密な意味では、合法性が非合法性という《付属物》によって絶えず補強されている、ということだけでなく、国家の非合法性は、常に国家が設定した合法性の中に刻み込まれている、ということをも意味している。……最後に、国家による自分じしんの法律に対する純然たる侵害に

ついでに語るまでもない。こうした侵害もまた、荒々しい違反のようには見えようとも（あらかじめ法律によって予見されているのではないのだから）、やはり国家の構造的作動そのものの一部をなしているのである。いかなる国家も、その制度的骨格において、同時に法に従って、かつ法に違反して機能する（そして、支配的諸階級が機能する）ように組織される。国家の機構全体の援助の下に行なわれる支配的諸階級の違法行為の確率が、国家機構の中で予想されず、したがって、そこに組込まれなかったならば、多くの法律は、まさに法律という形態をとっては存在しなかったであろう」。「結局のところ、あらゆる国家は階級《独裁》である、というマルクスの言葉をまさに次のように理解する必要がある。この言葉は、通常理解されているような意味で、すなわち、あらゆる法律を超越した権力という意味——ここでは、法律という用語は暴力および強力と対立したものとして普通の意味にとられている——で理解してはならない。国家は、いかに独裁的な国家であろうと、法なしには存在しないし、また、法律および合法性の存在が、いかなるものであれ野蛮あるいは専制を妨げたことは一度としてないものである。《独裁》が、合法性および非合法性の、したがって非合法性によって穴をあけられた合法性の単一の機能的秩序としてすべての国家は組織されている、ということを示しているという意味においてこそまさに、マルクスの言葉は理解されねばならないのである」。

もし仮りに、プーランザスのこれらの言葉を、暴力と法との、強力と同意との対立・矛盾と相互依存・相互滲透の二重構造の弁証法的論理において把握するとすれば、肯定できる所が決して無いわけ

ではない。だがプーランザスの場合には、暴力の一方的優位の上には、法的普遍性はその暴力の従属的下位存在に墮してしまっているのである。国家＝暴力説そのものではないとしても、全体としてヘゲモニー国家論から遠く離れてしまい、かなり暴力説寄りとなっていると云えよう。先のグラムシ批判は一体誰も誰のものであったのか。まるでプーランザスが国家バイアスのアプローチに移行したかの如くではある。だがマルクス主義者として彼は、遂には否定さるべき国家暴力（の優位）をいつでも認めることにはならず、彼の基本的な市民社会バイアスのアプローチは動かない。ただ彼は国家理性 *raison d'Etat* の現存をそのようなものとして理論描写したのだ。しかし私はそれを採らない。暴力と同意との矛盾の統一については、とりあえず拙稿「国家と市民社会の現代理論（一）」東経大学会誌 245号、一三一—一四頁参照。

#### 〔国家と市民社会の分離の放棄〕

このようにヘゲモニーバイアスの国家観から暴力バイアスの国家観へのプーランザスの変貌は、国家と市民社会の分離の放棄と共に顕著になる。しかし実はその根、萌芽は国家と市民社会の分離を力説していた初期からすでに腰を据えていたのである。何をかくそう、それは先述した〈土台—上部構造〉論である。そこでプーランザスを引用した彼は、土台に対する上部構造の第二義性を疑うことは全く無かった。しかしそもそも国家と市民社会との分離論と土台—上部構造論とはかみ合わないのである。プーランザスはこの両者を共存せしめようとしてならず、結局前者を捨ててしまう。なんの挨拶もなしにあっさり。ポブ・ジェソップはこう書いている。「プー

ランザスは、市民社会と国家との区別——これはプーランザス自身の著作の支えであり、またデラ・ヴォルペ派から直接借り受けたものでもあった——は非科学的であるというアルチュセールの主張を受け入れ、またグラムシのヘゲモニー概念が歴史主義によって汚染されていることに同意した。より一般的に、プーランザスは、アルチュセールの構造主義の認識論的主張を受け入れ、かくしてフランスの知的ムーヴメントの一般的变化を共有することになった。この新しいアプローチは、ヘゲモニーと国家に関するプーランザスの当初の考えの公刊に続く二年後の著作において登場をみた<sup>(36)</sup>と。プーランザス自身は国家と市民社会の分離の放棄の理由を次のように述べている。「資本主義国家に関する説明原則の問題は、国家についてのマルクス主義の科学に多くの問題を提示してきたが、その中心的テーマはつぎのようなものである。すなわち、この資本主義国家を含む経済的なものの現実的諸特徴とはいかなるものであろうか。このような問題に与えられたすべての一連の解答のなかに、われわれは多くの異なった〔理論的〕変種を通して、ある不変なものをもっともしばしば見出すことができるのである。それは「市民社会」の概念とその国家との分離への引照である<sup>(37)</sup>。「これらの解答のなかの不変のものとはつぎのことからである。すなわち資本主義的生産様式の経済における、生産の行為者の諸個人としての出現である。……まさに資本主義的生産関係の真の特徴として把握される、この生産の行為者の個人化が近代国家の構造の地盤を構成するものとして考えられる。すなわちこれらの個人——行為者の全体が市民社会をいわば社会的諸関係における経済的なものを構成する

ものとされる。したがって、市民社会と国家の分離は、これらの経済的諸個人、すなわち交換的競争的社会的主体に対する固有の意味での政治的上部構造の役割を示すであろう。

ヘーゲルと十八世紀の政治理論から借用したこのような市民社会概念は、まさに、『欲望の世界』に帰するものであり、経済的主体として認識される『具体的個人』と『種的人間』(「homme genérique」)についての人間学的パースペクティブである歴史主義的問題設定の相関物を含んでいる。近代国家のそこに由来する吟味は、市民社会と国家の分離の問題から出発するものであるが、疎外という図式、すなわち、主体(具体的諸個人)のその客観化された本質(国家)に対する関係という図式の上に植付けられる。……このような理解が、資本主義国家の科学的検討を不可能にさせるようなひじょうに重大な結果に導くことに注意するだけで十分であろう。

(a) この理解は国家と階級闘争の関係についての理解を妨げる。すなわち、一方では、生産のエージェントが始めから、構造の支え手としてではなく、個人——主体として認識されているので、個人——主体から出発して社会階級を構成することは不可能である。他方、国家が最初からこの経済的な個人——エージェントとの関係に置かれるために、国家を階級と階級闘争との関連でとらえることが不可能になる。

(b) この理解は、資本主義国家によって提示される一切の一連の現実的諸問題を、市民社会と国家の分離というイデオロギイの問題設定の下に隠すことによって、覆い隠してしまうことになる。と

りわけ、経済と政治の種差的自律性、これらの審級に対するイデオロギー的なものの作用、階級闘争の領域にたいするこのような諸構造の間の関係の影響範囲<sup>アレンシダシス</sup>を考へることを不可能にしてしまふ<sup>(38)</sup>」。

相不変分りにくい文章の羅列である。プーランザスがよく説明していないため、読者は当然誤解してしまうのだが、ここで問題にされているのは国家と市民社会との分離では全くなく、実は市民社会という概念がいけない、と云っているのだ。彼も市民社会をマルクスに従ってすぐれて経済的社会と見ているのだが、市民社会の主体が個人として認識され個人——主体から出発しているが故に、「このような理解が資本主義国家の科学的検討を不可能にさせるようなひじょうに重大な結果に導くことに注意」せよと警告する。ではなぜ個人主体から出発するのがダメなのか。それは「国家を階級と階級闘争との関連でとらえることが不可能になる」からだとする。つまり市民社会概念には階級および階級闘争が欠落していると云うのだ。従って曰く、「イデオロギー的な含意を強くおびている市民社会という用語をやめて、それを生産および再生産の社会的諸関係という用語におきかえる<sup>(39)</sup>」と。同じことだが次の文も参照。

「私にはマルクス主義の国家理論に常につきまよっている特徴とその当時思われたこの特徴は、現在も持続しており、またそれはマルクスが国家に関して根本的には曖昧な態度をとったことに起因している。詳述するならば、マルクス主義の研究者の圧倒的多数は、一方で資本主義国家を政治的支配（ブルジョワジーという主体の独裁）に還元せず、それゆゑ彼らは、『なぜ、ブルジョワジーの政治的支配に照応するのが、他の国家ではなくまさにこの資本主義国家

なのか』という適切な問題を提示してきた。が他方で彼らは、資本の流通や『普及した』商品交換の領域のうち、に国家の基礎を見いだそうとした。この分析の概略は十分に知られているところである。すなわち、商品の『私的』所有者——この私的所有は唯一法的水準でのみ把握される——間の交換であり、労働力売買の契約であり、等価交換であり、抽象的交換価値である。それが、『抽象的』・『形式的』自由や平等が現れる土俵<sup>テラン</sup>であり、そして交換社会から孤立させられ、法的に政治的《個人に人格》として設定された諸分子——類としての個——が現れる土俵<sup>テラン</sup>であり、商品交換者の凝集体系としての形式的・抽象的規範や法が現れる土俵である、というのが。国家と経済との相対的分離は、国家と例の《市民社会》との分離として把握されている。孤立した諸個人間の需要や交換の場所である市民社会は、それじたい個人化された法的主体の契約団体として現れる、とされる。そしてそのことは、国家と市民社会との分離を、商品交換の中枢に宿っているイデオロギー的メカニズムに、すなわち例の商品の物神性<sup>フエテリシヤシオン</sup>に由来する国家の物神化<sup>レクタイカシオン</sup>に帰結させることを原因としている。こうした理解には数多くの変種があるが、その骨組は同じままである。例えばこうした理解は、主としてイタリア・マルクス主義の潮流（ガルヴァーノ・デッラ・ヴォルペ、U・チェッローニなど）によって主題として取り扱われてきた。いずれにしても、この概念は今日でも驚くべき生命力を保っている。近いところでは、国家に関するH・ルフェーヴルのつい最近の著作をあげるに留めておく。

私はかつて、こうした理解が不十分であり、かつ部分的に誤った

ものであることを指摘しようとしたことがあった。というのは、こうした理論は国家の基礎を流通関係や商品交換（これは、いわばマルクス主義以前の見解である）に求めており、資本の拡大再生産のサイクル全体に规定的な位置を占めている生産関係に見いだそうとするものではないからである。こうした理解は国家に関する研究を非常に貧しいものにしてしまう。そのうえこの理解は、資本主義国家の制度的種別性の問題を提起しているとはいえず、国家Ⅱ市民社会と国家Ⅲ階級闘争との連接を不可能にしてしまう。社会的諸階級はその基礎を生産諸関係のうち有しているのである。こうした理解は、国家のいくつかの重要な制度的メカニズムを捉えてはいないという訳ではない。というのは、資本の流通の領域もまた、国家に対して固有の効果をもっているからである。にもかかわらず、この理解は本質を捉え損なっている<sup>40</sup>。すなわち、個人主体から出発する発想は経済の流通・商品交換関係に基礎をおき、「資本の拡大再生産のサイクル全体に规定的な位置を占めて生産関係に見いだそうとするものではない」が故に「国家Ⅱ市民社会と国家Ⅲ階級闘争との連接を不可能にしてしまう。社会的諸階級はその基礎を生産諸関係のうち有しているのである」と述べている。また云う。

「一方における資本主義国家に固有の諸制度——およびイデオロギー——（形式的平等および自由、公・私の区別、政治的個人および人格の觀念の出現、資本主義的司法体系）、他方での《経済》、この両者のあいだの諸関係を明らかにしようとする何人かのマルクス主義的研究者が、主として流通の領域（資本主義的商業関係、労働力の売買、私的所有者間の交換関係その他）に依拠しているこ

とが確認されるのは、やはり驚くべきことなのである。私はこう考えます。つまり、生産諸関係が（生産諸力としての《生産諸力》の過程の）単なる結晶化Ⅱ反映とみなされる限りは（またそのようにみなされる度合に応じて）、経済と国家との諸関係に關しての、資本の再生産サイクル総体の中での流通に対して生産のもつマルクス主義的優位性をこのように無視することは、時として一種の前進の逃げ口 *l'uite en avant*、あるいはむしろ後ずさり *retour en arrière* をなしていた、と。要するに、生産諸関係の概念の経済主義的貧弱化に直面しての反動をなしていた、と私は思うのです。ところで私は、今や国家に關するマルクス主義的研究の中心を移動させることが可能である、と考えています。つまり、資本主義国家特有の諸制度総体を、まず第一に生産諸関係および資本主義的な社会的分業と関連づけながら、次いでこのようにしてそれらの再生産と関連させながら、ずっと厳密かつ包括的な形で説明することができると、考えているのです<sup>41</sup>。

そして更に注目すべきはプーランザスが、国家と市民社会の分離、公と私との区別を、国家以前の存在としてではなく国家以後に国家によって法的に創出されたイデオロギイ的なものと把握していることである。「じつさい、《私的》と《公的》との間の区別は純粹に法律的な区別である。《市民社会》と《国家》との間の境界地として、すなわち国家が形成される場所として、公・私の間のほとんど存在論的ともいえる《法律以前》の区別を持ち出す考え方は逆に、実際に法律——すなわち、ある意味では国家そのもの——こそがこうした区別を樹ち立てていることを十分に理解しなければならない」<sup>42</sup>

これはプーランザスが、アルチュセールの「資本主義国家と市民社会との区別はブルジョアジーの純然たる法律的イデオロギーの表現である」<sup>(43)</sup>をなぞったものであるが、プーランザス自身も国家を単なる受動的ならぬ「構成的要素」として認めている。すなわち、「国家は経済的・社会的現実の単なる登録者ではない。つまり国家は、不断に社会的細分化・個人化を引き起こすことによって、社会的分業を組織する構成的要素となっている。社会的な細分化・個人化はまた、イデオロギー的手続きによっても引き起こされる。つまり国家は、経済的・社会的単子<sup>モナド</sup>を法律的・政治的な個人・人格・主体として構成することによって、この個人化を確立し、制度化しているのである」<sup>(44)</sup>つまり、国家が、人間存在を一箇の人格主体たる法的個人として構成・確立・制度化すると云う。なるほど法的、政治的にはそうではあるが、しかしそこに消えているのは市民社会である。本来個々独立したる裸の市民社会的人間が存在してこそ法的人格主体としての個も可能なのではないのか。ここで遂に実在的市民社会の否定、その単なるブルジョア・イデオロギー的存在たる所以がプーランザスによって宣言されているといえよう。

このように、市民社会を追放することによって国家と市民社会の分離を放棄したプーランザスに対して、一九七九年私は次のように書いた。「彼はアルチュセール<sup>(45)</sup>に同じく『ドイツ・イデオロギー』以前の青年期マルクスの労作を成熟期のそれから切断し、とくに市民社会と国家との分離をとりあげてこれを初期マルクス時代の単なるイデオロギー的図式として退けてしまう。すなわちヴォルペらのイタリア・マルクス主義学派に重視されるこの分離理論が、国家を

支配階級の単なる手段とみなす通俗的な道具説に対して重要な批判的機能を有し、また独創的な問題提起を行った側面をも認めつつも、それが資本主義的生産様式における政治と経済とのそれぞれの種差的自律性という真の問題と混同され、マルクス主義政治学における資本主義国家の科学的検討を不可能ならしめるという、極めて重大な結果に導くことに注意を喚起するのである。それはとくにいわゆる市民社会概念が、すべての人間の裸の個人、経済的個人——主体への分解面を強調するあまり、直接生産者の生産手段からの分離を見落し、従ってそこでは階級対立、階級闘争というマルクス主義国家論における最も重要な側面が脱落してしまう点であるという。プーランザスによれば、生産者の生産手段からの分離という科学的規定こそが、まさに資本主義的生産様式において政治と経済との種差的自律性従って又階級の経済闘争と階級の政治闘争の自律性を生み出すのであって、市民社会と国家とのイデオロギー的分離では全くない。このようにさきには市民社会と国家との分離がマルクスにおける不変の枠とされていたものがいまは経済と政治との種差的自律性がそれに代って現れる。だが果してそうであろうか。市民社会と国家との分離という発想は、直接的なヘーゲル法哲学批判の未だフオイエルバッハ的な思考に止まっていた若きマルクスのものであって、その後の『資本論』に至る成熟せるマルクスにおいてはもはや弊履の如く投げ捨てられたものであろうか。否である。確かに市民社会と国家との分離に関するマルクスの初期の発想には、当然とはいえそのよって来る根因の科学的分析は未だなかつた。それは後年の二重の意味での自由な労働者すなわち生産手段からの自由と人格

的に自由という意味での賃労働者つまり労働力の商品化の発見を待たねばならなかったのである。このことを根底におくからこそ、近代資本制社会は、古代、中世の前資本制社会ともまた来るべき社会主義社会とも異って、政治と経済とのそれぞれの抽象化、自律化を有するのである。その科学的認識は成熟期マルクスのものに違いない。だがしかしそれは青年期における国家と市民社会の分離・二重性のシェーマとは全く異質のものであろうか。そうではなくそれはただ市民社会自体および市民社会と国家との分離についてのマルクスの社会科学の認識が深化発展したということ以上ではないのであって、両者の分離に関するマルクスの根本的把握そのものが捨てられてしまったということの意味しないではなからうか。そこ

においては、市民社会自体、一方における自由な人格的個人関係と他方における生産手段の所有をめぐる階級関係という二重性を明確に内包しているが、しかし初期マルクスにおいても市民社会は決して単に裸の利己的人間どうしの個人的関係としてのみ捉えられていたのではなかった。例えばすでに『ドイツ・イデオロギー』以前の『ヘーゲル法哲学批判序説』において市民社会の階級性が指摘されている。<sup>(46)</sup> それどころか、近代市民社会が、自由平等な自然権的個人関係の背後に富と財産をめぐる経済的不平等関係、多かれ少なかれ階級的関係を含んでいるということは、ロックにもルソーにもミスにもカントにもそしてヘーゲルにも近代の代表的思想家、理論家にはそれなりに明らかなことであって、マルクスの市民社会論はそれらを継承しつつさらにこれを科学的に深化せしめたものに外ならない。<sup>(47)</sup> プーランザスは、人格的自由および生産手段からの自由

すなわち階級的存在という、近代市民社会の個人性を階級性との二重性のうち、前者の個々ばらばらのモナド的存在性にのみ目を奪われ、彼自身後者のそれこそ肝腎の市民社会の階級的存在性を見失ってしまったのである。責は市民社会にあるのでは全くない。

国家と市民社会の分離の放棄・否定は、プーランザスにもう一つの難問を課すことになる。それは、はじめ国家と市民社会の分離論は階級国家論を執った後のマルクスにおいても不変であったとしていたものが、いまその分離論を捨てたプーランザスがこれをいかに処理するかである。これに関して彼先づ曰く、「じつさい、もし人がマルクスの政治論文とは、資本主義国家の理論的範型タイプを扱ったものであると考えるならば、まず第一に顕著な点は、マルクスが、同国家のこれら顕著な諸特徴を『国家と社会の対立』様式に基づいてまさしく把握しているということである。彼の述べるところによれば、たとえば、『国家は第二のボナパルトのもとではじめて完全に自立したようにみえる。国家機構は、市民社会にたいして、<sup>(48)</sup> 自らをしっかりとかためた……』とあり、あるいはまた『帝政の猿芝居（皇帝崇拜）は、フランスの国民大衆を伝統の重圧から解放し、国家と社会の間に存在している対立を純粹なかたちにまで仕上げるためにどうしても必要だったのである』とある。この対立はまたつぎのようにも述べられている。『すべての共通の利害はただちに社会から切り離され、より高い一般利害として社会に對置させられ、社会の成員の自主活動からもぎとられ、統治活動の對象にかえられた。……このように、国家は『ブルジョア社会を自分で統治する面倒から完全に解放するもの』として捉えられている。第二帝政の下で

は、『国民は……自分自身の意思をことごとく断念し、他人の意思の命令に、権威に服従する。』ボナバルト国家は『国民の自律に対する国民の他律を表現する』。<sup>(49)</sup>「経済的社会関係、すなわち、階級の経済闘争に対する資本主義国家の関係は、マルクスが苦心して強調してきたような重要性をもっている。しかも、マルクスが記述的に(社会という言葉のように)、ないしは青年期の問題設定(市民社会のような)に属するような言葉をしばしば使用してきたことは、さきを示された誤解を導いてきた。事実、たとえはずでに『ルイ・ボナバルトのブリュメール十八日』のような政治的著作のなかで、マルクスは、孤立化作用の現れとしての経済的社会関係、階級の経済闘争を指し示すために、(他の点で、社会関係、階級関係の領域をグローバルに指し示す)「社会」という言葉を使用している。時には、マルクスは、外見的には市民社会と国家の分離という問題設定を取り上げながら、「市民社会」という言葉を再び使用するところまで進んでいる」……

「それに『フランスにおける階級闘争』、『フランスの内乱』、『ゴータ綱領批判』等からも多く引用することができであろう<sup>(50)</sup>」と。若きマルクスにおける国家と市民社会との分離・対立という表現が、成熟期マルクスの重要な政治論文においてもこのように再現されている事をプーランザスは認める。けれどもそれは以前とは全く「異った意味」を持たされている、と彼は考える。すなわち、「困難は、マルクス・エンゲルスの諸労作におけるマルクス主義のオリジナルな問題設定の位置決定にかかわる。この問題設定は、若きマルクスの諸労作との関係での一つの切断であるのだが、それはなお無

数のあいまいさを含んでいる切断のテキストたる『ドイツ・イデオロギー』から出発して現われる。この切断はもちろんマルクスが当時マルクス主義者になったことを意味する。したがって、われわれは次の場合を除いて、マルクスの青年時代の諸労作と呼ばれるようになってくるものを全然考察に加えないであろうということが、ただちに指摘されねばならない。その例外の場合とは、批判的比較を試みる場合であり、つまり就中成熟期の諸労作の中への青年期の問題設定のイデオロギー的「残存」をかき出す参照点としての場合である。このことはマルクス主義政治学にとってはとくに重要である。なぜなら、われわれは青年期の諸労作が主として政治理論に向けられていることを知っているからである。『残存』というふうにいっただが、しかしこの用語は誤解を生みやすい。事実、成熟期の諸労作の中に再発見される青年時代の諸労作の諸観念は、この新しい文脈においては、新しい諸問題の指示の目印としてであれ、問題を提示する新しいやり方を誤って再び覆ってしまう単なる言葉としてであれ、新しい諸概念の生産にとつてのつまづきの石としてであれ、異った意味を帯びているのであって、それらの正確な機能が明らかにされねばならないであろう<sup>(51)</sup>」ではその異った意味とは何か。プーランザスは云う。

「マルクスがその著作の中で『国家と社会の対立』として捉えたものを見てみよう。まず第一に、それが、国家と経済の間の矛盾したズレ関係、たとえば、土台と法的—政治的上部構造の間の特別なズレとして理解されるような事態を問題としているのではないことは明白である。それとはまったく反対に、国家類型としてのボナバル



ティズム——『ブルジョアジーの宗教』——が、M・P・CまたはM・P・Cの支配する構成体の法的——政治的の上部構造と生産諸関係との照応の種差的形態として厳密に理解されているのである。そこに述べた分析全体を問題とするならば、そこでマルクスが国家と社会、公的なものと私的なもの、等々の対立として捉えているものは、他でもなく、私が指摘したように、階級闘争領域にたいするM・P・Cの諸審級の自律性の効果〔作用〕の把握であることが理解されよう。このことは、階級闘争領域にたいする諸構造の関係においては、国家と経済的階級闘争との種差的スレによって、反映される。このスレのまじり形態は、まさに『統一』を代表する国家と経済的社会的関係の孤立性との関係のなかに、人民主権と「人民—市民」という政治的統合体を介して、成立する。国家と社会との対立は、ここでは、政治と経済とのスレおよび各々の自律性、ならびに、国家と「孤立化された」経済的階級闘争とのスレを意味するのである<sup>(22)</sup>。読者の理解に資すべく念のため同個所の英語訳を次に見てみよう。

"The first and most striking point in Marx's political works on the theoretical type of capitalist state is that he grasps these distinctive features of the state precisely according to the mode of an 'opposition between state and society'<sup>(23)</sup>

"Let us see what Marx means in these texts by 'opposition between the state and society'. First of all, it is clear that it is not a contradictory dislocation between the state and the economic, i.e. it is not for example a particular dislocation between the base

and the juridico-political superstructure. On the other hand, Bonapartism (as a type of state — 'the religion of the bourgeoisie') is grasped precisely as a specific form of correspondence between the juridico-political superstructure and the relations of production either in the CMP or in a formation dominated by the CMP. When we look at all the preceding analyses as a whole, it is clear that where Marx understands a process of antagonism between state and society, the public and the private, etc., he is (as I have pointed out) grasping the effects of the autonomy of the instances of the CMP in the field of the class struggle. In the relation of the structures to the field of the class struggle, this is reflected by a specific dislocation between the state and the economic class struggle. The form taken by this dislocation is precisely the relation between the state (representative of 'unity') and the isolation of the socio-economic relations, by means of popular sovereignty and of the political body of 'people-citizens'. Antagonism between the state and society means the dislocation and respective autonomy of the political from the economic and the dislocation of the state from the 'isolated' economic class struggle."<sup>(24)</sup>

概略的にいれば、ブーランザス自身がマルクスの第一の最も印象的な資本主義国家の理論的把握だとする国家と市民社会との opposition 対立とは、彼によれば国家と経済との contradictory dislocation 矛盾の断層ではなく、全く反対に、近代国家（の一類型として）

のボナパルティズム)は、法的・政治的上部構造と生産諸関係との間の *correspondence* 調和の特殊形態である。国家と社会との、公的と私的との *antagonism* 敵対とは、国家と経済的階級闘争との、資本主義的生産関係における各段階としての夫々の *autonomy* 自律性であり、*dislocation* 転位だ、ということになるろうか。

また次のようにも云う。「マルクスのこれらの分析は古い問題設定のたんなる繰返しや空虚な回想でもないし、市民社会の国家の分離という図式に関係するものでもないことをはっきりと知ることができよう。これらの分析は、事実、ある新しい問題をカバーしているが、しかも古い問題設定から借りた用語でなされており、その枠内でこれらの分析はある異った問題をカバーしているのである。この新しい問題設定のなかでは、国家と市民社会(ないしは社会)の『敵対』、『分離』、『独立』はまさにつぎのようなことを意味する。資本主義国家とM・P・Cにおける生産関係の種差的自律性は、階級闘争の領域においては、階級の経済闘争の自律性と階級の政治闘争の自律性として、反映される。このことは、経済的社会関係に対する孤立化作用によって表わされ、そこでは国家は、これらの関係に対して種差的自律性をまとい、自らを人民—国民、すなわち経済的社會関係の孤立化のうえに基礎をおく政治体の統一性を代表するものとして提示する。成熟期におけるマルクスのこの諸構造と諸実践の自律性が、市民社会と国家の分離として解釈されるのは、マルクスの著作における問題設定の変化を無視することによってではないし、言葉の遊びによってでしかない。

これは、その功績を明らかに認めるべきなのであるが、とくにイ

タリアのマルクス主義学派の解釈の場合がそうなのである。ガルバーノ・デルラ・ボルベにしたがいつつ、主としてマルクス主義政治学の問題を扱っている重要ないくつかの著作のなかで、マルクスの思想を解明しようとしながら、この学派はある重要な批判的(*critique*)機能をもってきた。この学派は、ラディカルな仕方でも、国家を支配的階級主体 (*la classe dominante-sujet*) のたんなる手段、道具とみなす通俗的理解と論争してきたし、疑いもなく、M・P・Cにおける諸構造、階級の諸実践の種差的自律性の問題に関する独創的な問題を提起してきた。しかしながら、この学派は、ヘーゲルに対するマルクスの新しさを、ヘーゲルの問題設定を特徴づけている不変の思弁的—経験主義的批判(ヘーゲル国家論に関する諸著作のなかでの)のなかに位置づけている。しかしこの批判は実際にはフォイエルバッハによってなされたヘーゲル批判の、マルクスによるたんなるくり返しでしかないのである。したがって、イタリヤのマルクス主義学派は、市民社会の国家からの分離というテーマの下で、これらの問題を隠してしまうのであって、このテーマは具体的問題を考察する際、立ち戻らなければならない一連の誤った結果全体に導くのである<sup>(5)</sup>。

国家と市民社会の分離論は、前述においては分離よりは市民社会の排除にウエイトがおかれていたが、ここでは分離自体が問題とされている。そしてプーランザスは分離の意味を、矛盾や対立などではない相互の自律性、調和だという。だが一体どうして何故に、敵対 *opposition*, *antagonism* が調和 *correspondence* や単なるズレとなり得るのか。私には全く分らない。あまりにも強弁にすぎるとい

わざるを得まい。むしろ混乱というべきかも。まことに言葉の遊びとはどちらであろうか。国家と市民社会との矛盾と統一という本来の弁証法的構造が無残にも破られ、対立的モメントは消し飛んでしまっている。思えばしかし、ブーランザスが国家と市民社会の分離を放棄した瞬間から、弁証法的把握への方向から逆への一層の遠ざかり、そこからの断絶は必然であったろう。以前私は次のように書いた。「マルクス自身においてもその認識は青年期におけるその発生から成熟期にむけて発展していったのである。事実マルクスはその成熟期においても市民社会と国家との分離という問題設定や市民社会という用語を再々にわたって使用している。ブーランザスもそのことは認めざるをえない。ただ彼はそれは単なる外見上の類似であって、成熟期のマルクスは全く新しい異った問題を青年期の古い問題設定から借用した用語でカバーしているにすぎないと苦しい弁明をせまられ、またそのようなマルクスの態度が世の誤解を惹起してきたともいう。だがマルクスは古い革袋に新しい酒を盛ったのでは決してなかった。何度も述べてきたように、市民社会と国家の分離・二重性という基本的把握は初めから最後まで不変であり、ただマルクスにおけるその社会科学の認識が青年期から成熟期にかけて深化発展したのである。私共は、近代資本制社会における市民社会と政治的国家との分離に関するこの科学的認識を離れて、マルクスの国家論もその国家止揚論も到底理解することは出来ないということ<sup>56</sup>を忘れてはならない」。

これはブーランザスとは反対に、初期マルクスにおける国家と市民社会の分離は後期成熟期のマルクスにも不変とするものであり、

今でもそれ自体を変更すべきとは考えない。ただしマルクス自身の認識においてもその把握はもはや主流ではなく傍流となっていたのだ。主流は「近代の国家権力は、ブルジョア階級全体の共同事務を処理する委員会にすぎない」との例の『共産党宣言』の規定であった。従って成熟期のマルクスには、国家は支配階級の支配の道具とするエンゲルスばりの非弁証法的把握（エンゲルスの国家論全体に關しては拙著『マルクス国家論入門』（現代評論社 一九七三年「第三章 エンゲルスの国家論」参照）と並んで国家と市民社会との対立と統一とのマルクス本来の弁証法的把握との異った二つの見解が混在していたといえよう<sup>57</sup>。だが、ボナパルティズムという如き複雑な具体的対象の分析にあたっては、マルクスも道具説の粗雑で単純な一元論では到底歯がたたなかつたであらう<sup>58</sup>。問題は、この二つの対立をどう解決するかである。今では私はそれは国家と市民社会の弁証法的二重構造の中に、国家Ⅱ道具説をもその一部分現象の固定化として大きく内包し得るのではないかと愚考している。ところがこの辺に關連して以前私はこう書いていた。「ここにおけるマルクスのフランス国家分析の眼目は、やはり終始、国家と市民社会との關係であり、両者の対立と依存の考察にほかならない。絶対主義、大革命、ナポレオン、復古王政、七月王政、議会的共和制と支配形態および支配者を異にし、従つてまたそれぞれにおける政治的国家と市民社会との具体的優劣關係は異なつていても、いずれも基本的に、国家機構、官僚は市民社会から分離、独自化し、市民社会の共通利害は国家の一般的利害にまで高められ、中央政府の活動範囲は拡げられ、その権力手段は増大され、中央集権は強化の一

歩をたどってきた。しかし同時に、いかに国家機構が自立化し、官僚が独自の権力になろうとしても、所詮それはそのような形におけるブルジョア階級の支配の手段、道具にすぎないのである。一方における国家、官僚の市民社会に対する独自化、普遍化と、他方におけるそのブルジョア階級の手段化、道具化というこの二つの国家把握は、マルクス階級国家論においては矛盾しながら統一されている<sup>(59)</sup>。マルクスにおける二つの国家把握が「矛盾しながら統一されている」と、あたかも弁証法的関係の如きものとして。しかしこれは誤っていた。両者は決して統一されてはいない。推測に過ぎないが、マルクス自身もおそらく思案したのではなからうか。いずれにせよ改めて考え直さなければなるまい。以上、プーランザスにおける国家と市民社会との分離の放棄を検討した。

次に、その分離の放棄に由来する、プーランザスにおける経済と政治との相対的自律性、経済の支配性・最終決定性および特に政治の相対的自律性が問題となる。プーランザス曰く、「マルクスは、『経済学批判要綱』—— *Grundrisse zur Kritik der politischen Ökonomie* —— とくに『資本主義的生産に先行する諸形態』と題された部分と『資本論』とにおいて、M・P・Cのマトリスから生ずる諸特徴を確定した。

(1) この生産様式における経済と政治の連節化は、この二つの審級の種差的な——相対的——自律性によって特徴づけられる。

(2) 経済はこの生産様式において最終審級における決定のみならず、同様に支配的役割(「主役」)を保持する<sup>(60)</sup>と。

先ず経済と政治との相対的自律性に関して。この相対的自律性論

は、スターリン主義的経済主義のみならず国家と市民社会との分離論、この相異なる二つのものへの批判を含んでいることに注意。「経済を、さまざまの生産様式に貫通的に不変の、一種の内的結合関係によって自己再生産可能でかつ自動的に調整される、ほとんどアリストテレス的な本性と本質とをもつ諸要因から構成されているとみなす、経済主義的<sup>(61)</sup>形式主義的理解と一線を劃すよう努め続けることが、これまで以上に必要である。周知のように、それこそがマルクス主義の歴史の中で絶えることがなく、また今なお現実に存在している誘惑である。こうした理解は、そのことによって伝統的な経済主義を受け継ぎつつ、まさに生産・搾取の諸関係の只中に位置する闘争の役割を蔽い隠してしまう<sup>(62)</sup>」。

「この理解は、『土台』および『上部構造』の位相幾何学的表現に由来する古くからの曖昧な表現を支持し、またそれゆえ、国家を経済的なるものの単なる付録<sup>(63)</sup>に反映とみなしかねない。すなわちそれによれば、国家は固有の空間をもたず、経済に還元しうる、というのである。また、国家と経済との間の関係はせいぜい、本質的に自己充足的なものともなされる経済的土台に対する、国家の例の《跳ね返り作用 *action en retour*》に帰着する、というのである。これこそが伝統的な経済主義的<sup>(64)</sup>機械論的認識なのである」。

「国家と経済との間の諸関係を、それらを指し示すのに用いられる表象がどのようなものであれ、原理的に外在的諸関係と考えるからである。

それゆえ、経済的なるもののもつ規定的役割をいわば視覚化しうる、純粹に叙述的な用法での『土台』および『上部構造』という建

築論的なイメージは、社会的現実の連接の正しい表現に、したがってこの規定的役割の正しい表現にふさわしいものでありえないだけでなく、長い間には、いくつかの理由から有害であることが明らかとさえもなっている。そうしたイメージを信頼しないならば、おそらく何でも手にはいるであろう。私じしんについていえば、もはやそれを国家の分析に用いなくなつて久しい<sup>(63)</sup>。

見られるように、経済主義すなわち経済をいわば実体化し、国家は固有の場を持たず経済に還元され、単に経済に反作用するに過ぎない存在だとする、例の土台—上部構造論も有害なるものとして退けられている。国家と経済とはかかる外圧的關係ではなく、両者は「ある生産様式の統一性の内部<sup>(64)</sup>」における「相互連関性<sup>(65)</sup>」「連接<sup>(66)</sup>」状態として存在しているという。そしてその相互連関、連接とは、前述した如く対立ではなく調和としての、分離にして分離に非ざる、国家と経済それぞれの相対的自律性を意味するのである。

次に経済の支配的決定性について。スターリニズムの経済主義を厳しく批判し、政治の相対的自律性を語るブーランザスは、その死ぬの数ヶ月前の、スチュアート・ホール、アラン・ハントとのインタビューで、次のように述べた。「いぜんとしてマルクス主義の枠内にとどまっているのかどうか、また、きわめて複雑な意味での経済<sup>(67)</sup>の決定的役割を、すなわち生産諸力による規定<sup>(68)</sup>ではなく、生産諸関係と社会的分業とによる規定を承認しているかどうか、を知る必要があります。……………」

私じしん、マルクス主義者であることが正しいのかどうか、完全に確信があるわけではありません。そのことに確信をもちうる人な

どいるでしょうか。けれども、マルクス主義者であるならば、ごく複雑な意味での生産諸関係の規定的役割というのはなにごとかを意味しているはずで、その場合には、相対的自律性についてしか語ることができません。別の解答は存在しないからです<sup>(69)</sup>。

そして、「けれども、経済の審級と政治の審級とのあいだの諸關係は、一方から他方を派生させることなく、またマルクス主義的概念構成のうちにとどまりつつ、ひとつの実践が他の実践にたいしてもたらず存在条件という觀念に依拠することによって、理解しようとすることはできないのでしょうか<sup>(70)</sup>」というインタビューの肯綮を衝いた折角の質問に対しても、「相対的自律性のかわりに存在条件について語ったところで、難題を避けようとは私は思いません。言葉を変えることによって難題をずらしたにすぎないのです。もしあなたが、なにかが存在条件であり、あるいは別の審級の存在にとつて必要な前提条件であると述べたところで、やはりあなたは相対的自律性の問題のうちにいます。あなたがどのような問題の方をしようとも、問題の核心はいぜん同じなのです。私たちは生産諸関係の規定的役割を信じているのか、それともいらないのか。もしそれを信じているのであれば、政治<sup>(71)</sup>の審級の自律性は、なにかあなたが定式化したような形で限定をうけているのではないのでしょうか。問題はやはり、政治<sup>(72)</sup>の審級の絶対的自律性に陥つてしまふことなく、特殊性と自律性を探ることなのです。これがマルクス主義的な問題設定の核心です。なるほど私たちは問題の立て方を改良することができのですが、しかしこの規定<sup>(73)</sup>の問題はマルクス主義の核心にあるのです<sup>(74)</sup>」と、あくまでも生産諸関係の規定的役割を強

調する、その上での政治の相対的自律性なのだ。でもそのことは、自らの批判する一元論的経済主義と本質的にどこが異なるのであろうか。なるほどプランザスは、一から十まで経済が支配するのではなく、経済は最終段階において決定するだけだ、と云う。すなわち、「最終審級における決定としての、M・P・Cにおける経済のこの種差な結合は、この生産様式において、同様に経済に支配的役割を帰せしめる。このことは、人も知るように、この生産様式に関する『資本論』におけるマルクスの分析と、支配的役割が政治あるいはイデオロギーに帰するその他の諸生産様式に関するマルクスの指摘によって同時に確立された」<sup>70</sup>「一つの生産様式を特徴づける統一性の型は、最終審級において、経済的なものによって支配される複雑な全体のものである。最終審級における支配にたいしては決定(determination)という用語を留保しよう」<sup>71</sup>。だが、「だからといって、国家は権力の物質的存在の中で、二義的かつ無視しうる役割しかもっていない、ということになるのであろうか。社会的なるものle socialの単なる付属物としての国家という幻想に再び陥らざるをえないのであろうか。決してそうではない。国家は、階級的諸権力の存在および再生産の中で、またより一般的に言えば階級闘争の中で、構成要素としての役割を担っているものであり、このことは、生産諸関係のうちに国家が存在することと関連している。国家は構成要素としての役割を有している、というこの命題は、強い意味で理解する必要がある。このことは、言葉のごく漠然とした意味での『社会的なるもの』(国家を『設立』する原理としての『社会』)の第一義性を強調することによってまさに、かの社会的なるもの付

属物としての国家というイメージへと帰着してしまっている現在の潮流全体とも同様に一線を劃す、ということを含意しているのである」。(プランザス『国家・権力・社会主義』三四頁)

「経済による全構造の最終審級における決定は、経済がそこでつねに支配的役割(「主役」)を保持するということを意味しない。支配的構造によって構成された統一性というものが、すべての生産様式は一つの支配的水準ないし審級を持つているということを含意するとしても、しかし経済的なものは、事実、それがかくかくの次元に支配的役割を帰属せしめるといふかぎりにおいてのみ、換言すれば、それが諸審級の中心移動(decentration)に基づく支配の移動(déplacement)を規制するかぎりにおいてのみ、支配的であるにすぎないのである」<sup>72</sup>とする。必ずしも明快な説明とは思えないが、要は、経済主義及び国家道具説とは断然一線を劃したい、しかも同時にマルクス主義にはあくまで固執し続けたいということだ。しかし最終段階における決定だといっても、決定とは政治学的に、それに違反すれば重大な価値剥奪を免れえぬ性質のものであって、いわゆる鶴の一声なのである。これに優るものは存在しない。結局これは経済主義ではないのか。例えばプランザスの論争相手のミリバンドは、「表門から追い払われた『経済主義』に新しい装をこらして裏門からふたたび現われる」<sup>73</sup>「さんざん経済主義を非難した後でこの異様に『経済主義的な』反映主義」<sup>74</sup>と批判している。また、イーストンも「経済はその断然たる優越的な地位を喪失したのである。しかし、それはなお特権的な地位を保持している。各々の審級は相対的に自律的である。しかしながら、各々の審級は同時に、あ

る仕方では生産様式全体によって決定されており、後者は経済自体によって『最終審級において』決定されている」等々と、プーランザスは曖昧であると指摘する。私にも、全体の統一性の中で一方を経済を政治と並ぶ一つの相対的自律性を有するものとしながら、他方で経済は最終決定・最終支配的存在として絶対的自律性を有するものとする<sup>76</sup>。背景が透けて見えるのである。

政治の相対的自律性の問題に移ろう。プーランザスは、「国家の資本主義的类型のもっとも重要な特徴の一つであり、多くの論争と誤解を生み出してきた事柄、すなわち、制度化された政治権力の固有な統一性とそれの相対的自律性の問題を取り上げる」として次のように云う。

(a) 制度化された政治権力の固有な統一性<sup>77</sup>というのは、経済的なものから相対的に自律的な国家権力の諸制度をして、種差的内的凝集性を示させている、資本主義国家の独得な性格であると、私は理解する。即ち、この種差的内的凝集性は、その諸作用において捉えることができる。ここでは、さしあたってこの凝集性とは、おおよそ、権力ブロックの諸階級または諸分派間の関係が、いわずや、これら諸階級・諸分派とそれに同盟している、あるいは支持を与えている諸階級または諸分派との間の関係が、国家の制度化された権力の細分化、分割ないし分有に基礎をおいた関係となることを妨げているもの、と言えるだろう。このような性格は資本主義国家に固有のものと思われる。実際、国家の経済にたいする関係が資本主義国家の場合と根本的に異なる、国家の『先行する』諸タイプは、自律的な法的—政治的上部構造という種差的内的凝集性を示さ

ない。それらの諸制度は、経済的—政治的性格を有する権力諸中枢が、多元的に区分された形で成り立っており、そこでの階級関係は、しばしばこれらの権力中枢の分有に基礎づけられているのである。

(b) 国家の資本主義的类型の相対的自律性とは、この場合もはや直接的にその国家諸構造と生産諸関係との関係ではなく、国家と階級闘争の領域との関係、とくに権力ブロックの階級または分派、さらには、それと同盟しているあるいはそれに支持を与えている階級または分派にたいする国家の相対的自律性であると、私は考える。

私はまた同様に、これは重要なことであるが、国家の資本主義的类型のこの二つの特徴の相関関係を確認できることを付言しておく。国家の資本主義的类型が支配的な諸階級と諸分派にたいして相対的な自律性を示すということは、まさに、この型の国家が、M・P・Cおよび資本主義的社会構成体の種差の審級として固有な統一性——階級権力の統一性——を保持している限りにおいてなのである。同時に、資本主義型の国家は、この国家が支配的な諸階級と諸分派にたいして相対的に自律的である限りにおいて、言うなれば、究極的にはこれらの諸階級と諸分派に関連してこの国家が担わされている機能のゆえに、この制度的な統一性を保持しているのである<sup>78</sup>。

このようにプーランザスが、国家に固有の内的統一性とその相対的自律性および両者の密接な相関関係を力説する所以は、国家道具説と国家主体説とに対する彼の反撥なのである。曰く、

「事物としての国家、これは国家についての昔からの道具論的理解であり、受動的な、そうでなければ中立的な道具としての国家は、ただひとつの分派によって完全に操作されるものであり、その場合、

いかなる自律性も国家には認められていません。主体としての国家という把握、この場合には国家の自律性は絶対的なものとみなされておき、その自律性は市民社会を合理化する審級としての国家の固有の意志と結びつけられています。こうした理解はヘーゲルにさかのぼるものであり、マックス・ヴェーバーおよびブルジョワ政治社会学の支配的潮流(《制度主義的＝機能主義的》潮流)に踏襲されている理解ですが、それはまた、この自律性を、国家が保持しているとみなされる固有の権力と国家的合理性の所持者(つまり官僚およびとりわけ政治的エリート)と関連づけています<sup>79)</sup>。

「いま私たちにとって重要なのは、これら二つの場合(すなわち事物としての国家理解そして主体としての国家理解)には、国家と社会的諸階級との、とりわけ国家と支配的諸階級および諸分派との関係性が、外在的関係性として捉えられている、ということをも十分に検討することです。あるいは支配的諸階級は《影響力》および《圧力団体》の働きによって国家(事物)を従わせているとか、あるいは国家(主体)が支配的諸階級を従わせている、と捉えられているのです。このような外在的関係性の中では、国家と支配的諸階級とは、相互に《対決》しあつた、お互いに《向かい》あつた二つの本質的実体であるともなされておき、権力はある社会の中で一定量であるとする見解、《ゼロ・サム権力》概念にしたがつて、一方は他方が《権力》をもたない限りにおいて《権力》を保持する、とされています。あるいは支配的階級が国家からその本来の権力を取り除くことによって国家を《吸収》したり(事物としての国家)、あるいは、国家は支配的階級に《抵抗》し、国家じしんの利益となる

よう支配的階級からその権力を取り上げる(主体としての、また社会的諸階級の調停者としての国家。これは社会民主主義にもてはやされている認識です)、というのです<sup>80)</sup>と。

この二つのうち就中プーランザスが槍玉にあげるのがマルクス主義の古典的かつ伝統的な国家道具説である。彼は国家の相対的自律性を強調しつつ、「このような国家の理解が、国家を支配階級の道具ないしは手段とみなす単純で通俗的な理解にたいして明確に一線を画することを期待しているのである。即ち、先行するいくつかの型の国家との比較から国家の資本主義的類型の種差的機能を把握することによって、国家を一般に支配階級の単なる道具ないしは手段とする理解が、まさに、その一般性自体において誤っており、とりわけ資本主義国家の機能を把握するのに不適當であるということをも証明しようとしているのである。

これらの指摘はなお一層重要である。というのは、制度化された政治権力の統一性と支配的な諸階級およびその諸分派にたいするこの統一性の機能との間の以上のような関係を明確にしたにもかかわらず、相も変わらず『主意主義—経済主義』を伴うマルクス主義の歴史主義的潮流がすべて、その解釈を誤っているからである。この潮流によれば、国家が結局ある主体の産物、ほとんどいつも支配階級—主体の産物と見なされるから、国家とは、支配階級—主体の思い通りに操作しうる支配の単なる道具となってしまうのである。この国家の統一性は、したがって、支配階級の「意思」が想定した統一に帰着するので、この支配階級の意思にたいしては、国家は少しも自律性を示すことにはならない。支配階級の支配意思によつてもつ



ばら統一された国家は、支配階級にとって、自動力のない一つの道具でしかない。このことはただちにつきのような結論に導く。即ち、たとえわずかでも支配階級にたいする国家の相対的自律性を認めるとするならば、それはただちに、制度化された政治権力の統一性の崩壊として説明され、労働者階級がそこから自律的な「分け前」(Partie)を獲得しようとするような同権力の分割化ないしは細分化として解釈されることになる。あるいはまた、明白な理論的矛盾にもとづくものだが、資本主義国家は支配階級の単なる「使用人」として考えられると同時に、労働者階級の餌食になることしか期待されないような小片の堆積でもあると見なされることになるであろう<sup>(83)</sup>と云う。

国家に固有のかかる内的統一性と国家の相対的自律性の認識は、始めからつまり国家と市民社会の分離を放棄する以前の彼の持論<sup>(84)</sup>であり、プーランザスにおいてこれがマルクス主義経済学と並び立つマルクス主義政治学成立の学的根拠である。曰く、「この自律性はわれわれの研究の対象について理論的な諸結果を持っている。それは非常に厳密な意味で、この様式の一審級、例えば資本主義国家のリージョナルな理論を可能ならしめる。それは自律的かつ特定の科学の対象に政治的なものを構成することを許す。マルクスは人も知るごとく、『資本論』の中で経済と経済学についてそのことを証明したのだが、適切にいえば、この自律性が、M・P・Cの一審級に関する論究的叙述の中における他の諸審級にかかわる諸理論の欠如を正当化するのである」<sup>(85)</sup>「ここでマルクス主義の主要な理論的労作である『資本論』を考えよう。人はより特殊的に政治の研

究、とくに資本主義国家の研究に関連して、そこから何を引き出すことができるか。事実、『資本論』は、一方では——それが含んでいる事柄の中で私はここでのわれわれの関心事に限定するが——資本主義的生産様式、それを種差化する諸審級の連節化と結合——マトリス——の科学的取扱い、他方ではこの生産様式の経済的リージョンの体系的理論的取扱いを含んでいる。そしてこのことは、人々が長いこと信じてきたように、何か重要なことが他のリージョンにおいて行なわれていないからでもなく、それらの吟味が第二義的なものであるからでもないのである。それは、すぐ後で見ると、この生産様式が、特別な科学的取扱いを課し得るようなその諸審級の特徴的な自律性によって種差化させられているからであり、この生産様式において、経済が最終審級における決定のみならず、支配的役割(「主役」)を保持しているからである。こうして、他の諸審級——政治、イデオロギー——もちろん『資本論』の中に提示されているが——それはこの意味で『排他的に』経済的労作ではないのである——、しかし他の諸審級は、暗黙裡に(en creux)、つまり経済リージョンにおけるそれらの作用によって提示されているのである。人は『資本論』の中に、資本主義的生産様式におけるイデオロギーの体系的理論を見出さないし——資本主義的物神性についての諸評言は体系的理論という称号を与えることはできない——、またそこに政治の理論も見出しはしない。『資本論』において政治のこのような暗黙裡の現存は、われわれにとって非常に有益ではあろうが、しかしわれわれを非常に遠くまで連れていくことはできないであろう<sup>(86)</sup>」。

つまり『資本論』にも政治やイデオロギーについてのそれなりの言及はあっても、だからといってそこに政治に関する体系的理論があるわけではない、むしろそれが欠如していることがそれによって示されている、というのだ。ネオ・マルクス主義国家論者プーランザスの眞骨頂であり、廣松涉ときわめて異なる所以である。かつて私もこう書いた。「われわれは、『資本論』のなかでマルクスによる政治や法や国家に関する言及がいささかなされているとしても、『経済学批判』としての『資本論』またはその延長をもって、それで政治学批判をもつくすということはけつしてできないのである。『経済学・哲学草稿』の序文でマルクスは、『国家、法律、道徳、市民生活などと国民経済との関連については、ただ国民経済学がそれ自身が職務上からこれらの対象にふれている範囲だけしかふれられていない。』<sup>(86)</sup>と書いていた。そのことは『資本論』についても基本的にはまったく変わらない<sup>(86)</sup>と。

問題はその政治学の内容殊にプーランザスにおける国家概念である。ただそれに移る前に、今一度政治の相対的自律性に関して若干のコメントをしておこう。いうまでもなく相対的自律性とは、政治が経済に対して全く自律性を有しないことでも、逆に国家が経済に対して絶対的な自律性を有することでも、そのいずれでもなく、これはその中間を意味すると解される。しかし中間といってもその程度が問題である。アンソニー・ギデンズは「自律性はすべて相対的である」とすら云っている (Giddens, A.: A Contemporary Critique of Historical Materialism, vol. I, 1981 pp.216-217)。経済の規定性の方にウェイトを置く場合と政治の自律性の方にウェイ

トを置く立場とでは自律性の程度が異なる。既述した廣松のばあいは前者に属する。それに対しプーランザスは後者に傾く。それは前にも引用したように、プーランザスが「国家は経済的・社会的現実の単なる登録者ではない」<sup>(87)</sup>とか「経済による全構造の最終審級における決定は、経済がそこでつねに支配的役割(主役)を保持するということを意味しない」<sup>(88)</sup>とかと述べている所からも窺える。経済主義を批判し国家道具説を克服せんとするその努力はよく分る。しかしだからといって、それによって国家と経済との論理的関係が曖昧性を脱したとは云い難い。ポブ・ジェソップも次のように批判している。「プーランザスはとくに〔国家の〕相対的自律性の概念と関係づけられている。しかし、彼はそれを明確にするのを助けはしなかった。それは、彼自身の著作において多大な混乱をひきおこした」<sup>(89)</sup>。「プーランザス—ミリバンド論争へのプーランザスの二回目の寄稿において、彼は、『国家の相対的自律性はどれほど相対的か』という点に関するミリバンドの質問にたいして、以下の記述のように答えたのである。『わたしはこの問題に答えることはできない。なぜならこの形態では、それはまったく不合理であるから。もしわたしが真に構造主義者のとがを負っていたならば、その場合にのみわたしはこうした一般的な用語で表現されたこの質問に答えることができたであろう。わたしは、ミリバンドが信じているように、具体的諸個人や社会諸階級の役割についてなんの考慮もしていないからではなく、正確には、国家の『相対的自律性』(なにに、またはだれにたいする関係において相対的なのか?) という表現における『相対的』という用語が、ここでは国家と支配諸階級との関係に関

している（すなわち支配諸階級との関係で相対的に自律的である）からこそ、一般的な回答を与えないのである。換言すれば、それは個々の社会構成体内での階級闘争に言及し、そしてそれに対応する国家諸形態に言及している。まさに、マルクス主義国家理論の諸原理そのものは、この自律性の一般的な否定的諸制限を規定するのである。（資本主義）国家は、結局は支配階級または支配諸階級の政治的諸利害に照応しうるのみなのである。しかしわたしは、これはミリバンドがわたしに期待したような回答ではありえないと考える。というのは、彼はなにか矯正できないほどのフェビアン主義者ではないので、もちろんこのことをすでに知っているからである。しかし、これらの諸限界内では、国家の相対的自律性のこれらの度合・程度・諸形態等々（どの程度相対的か、そしてどのようにそれが相対的であるか）は、（わたしが著書をつうじて一貫して強調しているように）一定の資本主義国家との関連で、そしてそれに対応する階級闘争の正確な状況（権力ブロックの特殊な構成、このブロック内でのヘゲモニーの度合、一方でブルジョアジーとそのさまざまな諸分派とのあいだの諸関係と、他方で労働者諸階級とそれらを支持する諸階級とのあいだの諸関係等々）との関連でのみ検討されるのである。したがって、わたしはまさしく階級闘争の状況のために、一般的な形態においてこの問題に答えることはできないのである。このアプローチには基本的に欠陥がある。プーランザスは、自己の相対的自律性分析に偶然性の要素を導入しようとしたのである<sup>90</sup>。「国家の相対的自律性のための満足のゆく証明を提示することに失敗したのであった」<sup>91</sup>。

「このことは、相対的自律性概念が誤りであり、プーランザスは他のアルチュセールの諸概念とともにそれを放棄すべきだった、ということを示唆している。彼は正当にも、資本主義諸社会における政治的および経済的領域の制度的分離を主張した。彼は、国家とは、国家の外に形成され、自己の所与の諸利害を促進するために国家を利用する階級諸勢力の単純な道具である、という命題を正しく否定した。彼は、制度的総体として考察される国家と国家要員と社会諸階級とのあいだの複雑で状況的な諸関係について、よく注意していた。しかし彼は、国家のどこかに、なんとかしてブルジョアジーの階級支配を保証することのできるものがある、とみなした点で過ちをおかした」と。

さらにジェソップはプーランザス自身による次の自己批判をも紹介している。「『国家、権力、社会主義』は）わたしが以前に採用した一定の概念から、すなわち諸審級・諸レベルという観点から社会的現実を考察する国家の相対的自律性という概念から一定の距離をとっている。これは、要するにアルチュセールの概念であった。ここでわたしは一連の批判を提起する、なぜなら相対的自律性の概念は国家の種差性を正確に位置づけることに成功せず、国家・社会・経済のあいだの諸関係を十分に正確なしかたで把握することに失敗した概念だったからである。たとえば、しばらくのあいだわたしは国家を（イデオロギー的諸装置を含むその広い意味においてすら）権力諸制度の（ほとんど）排他的な場として考察する傾向にあったということは真実である。このことは誤りであった。社会には極度に重要な他の権力諸セクターの一群が存在する」と。しかし

これは、後述する権力概念に関する問題であって、権力をすべて国家権力にのみ限定し、且つ権力の階級性を強調したことへの自己批判ではあっても、国家の相対的自律性との直接の関係はないであろう。なおポブ・ジェソップの国家理論及び「相対的自律性論は、国家権力を階級権力に還元してしまうマルクス主義的傾向の化粧直し a cosmetic modification に思える」とするフレッド・ブロックや国家と市民社会の弁証法的関係を指向しながらプーランザスの政治的相対的自律性論を、一八四三年の若きマルクスの『ユダヤ人問題』における政治的解放と混同しているポール・トーマス<sup>(95)</sup>の所論を、それぞれ第三節〈国家と市民社会の弁証法的アプローチ〉の中で扱う。次はプーランザスの国家概念の吟味である。

〔訂正〕 前号「国家と市民社会の現代理論(5)」の二四〇頁上段一七行目の、「一つも社会的権力とは訳さずに」の部分を、「一つも」を削除し、更に「社会的権力との訳の外に」と、訂正。

〔註〕

- (1) 『資本の国家』(ニコス・プーランツァス著 田中正人訳 ユニテ 一九八三年) 第二章「グラムシ」。
- (2) 邦訳『資本主義国家の構造 I』(ニコス・プーランツァス 田口富久治・山岸紘一訳 未来社 一九七八年)、『資本主義国家の構造 II』(田口富久治・細井幸裕・山岸紘一訳 未来社 一九八一年)。
- (3) 『国家・権力・社会主義』(田中正人/柳内隆訳 一九八四年 ユニテ)。
- (4) B・ジェソップ著 田口富久治監訳『プーランザスを読む』(合同出版 一九八七年) 四二九―四三〇頁。

- Bob Jessop: NICOS POULANTZAS — Marxist Theory and Political Strategy (Macmillan 1985) pp.339-340.
- (5) (6) (7) (8) 前掲『国家・権力・社会主義』はしがき II頁。
- (9) "a virtually impenetrable confusion" (David Easton: the Analysis of Political Structure, Routledge 1990, p.169)
- (10) "the ambiguities in Poulantzas's theoretical propositions" (ibid., p.171) 邦訳、山川雄巳監訳「政治構造の分析」(ミネルヴァ書房 一九九八) 一三九頁。"the inherent ambiguity in his thought" (ibid., p.183) 邦訳、同上二五七頁、等々。
- (11) "this obscure conclusion" (ibid., p.168) 邦訳、全上二二六頁。
- (12) 前掲、ジェソップ著 田口監訳『プーランザスを読む』二八頁。
- (13) Bob Jessop: NICOS POULANTZAS — marxist theory and political strategy (Macmillan 1985) p.3.
- (14) 全上 二九頁。ibid., p.4.
- (15) 前掲『資本の国家』三五頁。
- (16) 全 三五―三六頁。
- (17) 全 三七頁。
- (18) 全 三八頁。
- (19) 全 三九頁。
- (20) 全 四四頁。
- (21) 全 四五頁。
- (22) 全 五〇頁。
- (23) 全 五一頁。
- (24) 全 四五頁。
- (25) 全 九三頁。
- (26) 全 五〇頁。
- (27) 全 七〇頁。

- (28) 全 七一―七二頁。
- (29) 全 七二頁。
- (30) 全 七二―七三頁。グラムシにおける、暴力と同意との折衷的二元論について、拙稿「グラムシ・政治学」(東経学会誌 一八八号、一八三頁)も参照。
- (31) 前掲『資本主義国家の構造 I』一七九五。
- (32) 前掲『国家・権力・社会主義』八五頁。
- (33) 全 九一頁。
- (34) 全 八九―九〇頁。
- (35) 全 九一頁。
- (36) 前掲、B・ジェソップ『ブーランザスを読む』九一頁。  
Bob Jessop, op. cit. p.57.
- (37) 前掲『資本主義国家の構造 I』一五八頁。
- (38) 全 一五九―一六〇頁。
- (39) 前掲『資本の国家』一七三頁。
- (40) 前掲『国家・権力・社会主義』五〇―五一頁。
- (41) 前掲『資本の国家』一七七頁。
- (42) N・ブーランツァス著 田中正人訳『ファシズムと独裁』(社会評論社 一九七八年、二〇一頁)。
- (43) 前掲『資本の国家』一七三頁。
- (44) 前掲『国家・権力・社会主義』六六―六七頁。
- (45) 「アルチュセール『甦るマルクス』I・II(河野・田村訳、人文書院)参照。アルチュセールは、ヘーゲルのマルクスの顛倒を、ヘーゲルの矛盾のマルクスによる弁証法的止揚としてではなく、両者の全くの切断・断絶として理解する。マルクス自身の発展の内部においても、一八四五年の『フォイエルバッハにかんするテーゼ』と『ドイツ・イデオロギー』を境として前後が切断され、それ以後の『資本

論』に代表される科学としての真のマルクス主義に対して、それ以前の青年期の著作は未だヘーゲル―フォイエルバッハ的な「観念的な時期」のものにすぎないと否定される。当然、一八四三年の『ヘーゲル国法論批判』『ユダヤ人問題』も全く根本的にフォイエルバッハ的人間学・倫理学に規定されたものであり、これらと切れた所からマルクス自身のマルクス主義も発足すると考える。アルチュセールはヘーゲルのマルクスの顛倒を、ヘーゲルの理念主義に対するマルクスの経済主義として理解するやり方を批判する。その限り上部構造の相対的有効性を認め、政治学の自立への道を開くともいえる。だが、それはどこまでも上部構造・土台論の枠の中でのことである。市民社会と政治的国家の近代的弁証法に関するヘーゲル―マルクスの弁証法は全くアルチュセールの眼中にはない。そのヘーゲル理解においても、また初期マルクス理解においてもそうである。しかしそのような理解では上部構造の独自性を言ってもよい。論より証拠、アルチュセールの国家論は、「国家が支配的搾取階級に奉仕する強制の手段」という、あまりにも単純素朴なレーニン主義階級国家論のカリカチュアにすぎない。まさにこのような階級主義的把握からマルクス国家論を解放することこそが問題なのである。さらに『ヘーゲル国法論批判』には、なるほどフォイエルバッハの影響がみられ、階級国家論に達していないことも事実であるが、しかしそこにおけるフォイエルバッハの影響を過大評価し、マルクスのヘーゲル批判に示された独創性と重要性を軽視ないし無視することに對しては、ガルヴァーノ・デッラ・ヴォルペの批判「同志アルチュセールにとつての困難」もある(『現代の理論』一九六八年九月、一二五―一二六頁)。(拙稿「マルクス政治学原理論の方法」『思想』一九六八年十一月号、拙著『マルクス政治学の復権』論創社 一九七九年に所収、同三四―三五頁)。

- (46) 拙著『マルクス国家論入門』（現代評論社 一九七三年）四一—四三頁。
- (47) 前掲『マルクス政治学の復権』四二八—四三〇頁。  
 'As against civil society' の英訳に於て。 Cf. Nicos Poulantzas (translation editor Timothy O'Hagan): "Political Power and Social Classes"; Verso Edition 1978, p.280.
- (48) 前掲『資本主義国家の構造 II』一三四頁。
- (49) 前掲『資本主義国家の構造 I』一七二—一七三頁。  
 全 一四頁。
- (50) 前掲『資本主義国家の構造 II』一三六頁。
- (51) 前掲『資本主義国家の構造 II』一三六頁。
- (52) Nicos Poulantzas (Verso Edition 1978) op.cit., pp.279—280.  
 ibid., p.281.
- (53) 前掲『資本主義国家の構造 I』一七三—一七四頁。
- (54) 前掲『マルクス政治学の復権』四三〇—四三二頁。
- (55) 因みにプーランザスは次のP・ノラとM・ルユベルの解釈を誤りだとして紹介している。「P・ノラ (Nora) は、『しかし、この中央集権的国家機構に関して、マルクスは、二つの矛盾した判断をしている。即ち、一方では、マルクスは、この国家機構が支配階級の抑圧手段であると主張しながら、……他方では、彼は、この中央集権的機構が、その諸機関を完成させていくことによって社会から益々自立していき、一般利益の場となるという見解をもっている』と述べている。あるいはまた、M・ルユベル (Rubel) も、『一見すると、ボナパルティズムは、マルクスが、国家について作りあげた思想、すなわち、国家が、搾取階級の権力および支配の道具であるという思想と照応していないように思われる。……彼は、ボナパルティズムが、国家と社会が絶対的に対立することにより極限状態に至った場合の『力関係』であるような一つの理念型的展望を描いている』
- (56) と書いているのである（前掲『資本主義国家の構造 II』一三五頁）。
- (57) マルクスの『ルイ・ボナパルトのブリュメール一八日』における国家論に関しては、前掲拙著『マルクス国家論入門』九九—一〇七頁参照。
- (58) 全 一一八頁。
- (59) 前掲『資本主義国家の構造 I』二五頁。
- (60) 前掲『国家・権力・社会主義』六頁。
- (61) 全 七頁。
- (62) 全 八頁。
- (63) 全 一〇頁。
- (64) 前掲『資本の国家』一八頁。
- (65) 全 一九頁。
- (66) 全 一九—二〇頁。
- (67) 前掲『資本主義国家の構造 I』三〇頁。
- (68) 全 六頁。
- (69) 全 九頁。
- (70) ラルフ・ミリバンド著、田口富久治・中谷義和・岡本仁宏・木原滋哉・北西允訳『階級権力と国家権力—政治論集』（未来社 一九八六年）六〇頁。
- (71) 全 六一頁。
- (72) 前掲、デヴィッド・イーストン、山川雄己監訳『政治構造の分析』一三九頁。David Easton: op. cit., p.170.
- (73) 「一つの資本主義的社会構成体から区別された、『純粋な』資本主義的生産様式——それはその純粋性において経済的、政治的、イデオロギー的等のさまざまな諸審級によって構成されているのだが——は、マルクスによれば、それらの審級の種差的自律性とそこで経済的なものが占める支配的役割によって特徴づけられる。……M・P・C

- を特徴づける諸審級の自律化とそこで経済的なものが占める支配的地位」(資本主義国家の構造 I) 六三頁。
- (77) 前掲『資本主義国家の構造 II』一〇二頁。  
全一〇一—一〇二頁。
- (78) 前掲『資本の国家』一二四頁。  
全一二五頁。
- (79) 前掲『資本主義国家の構造 II』一四二—一四三頁。
- (80) 前掲『資本の国家』五六—五七頁、八〇—八三頁参照。
- (81) 前掲『資本主義国家の構造 I』二六頁。
- (82) 前掲『資本主義国家の構造 I』二六頁。
- (83) 前掲『資本主義国家の構造 I』二六頁。  
全一四—一五頁。
- (84) 城塚・田中訳『経済学・哲学草稿』(岩波文庫) 一一—一二頁。
- (85) 拙著『ヘーゲルの国家理論』(日本評論社 一九八六年) 二七八頁。
- (86) 註(44) 参照。
- (87) 註(72) 参照。
- (88) 前掲、ボブ・ジェンソップ『ブーランザスを読む』一七九頁。Bob Jessop, op. cit. p.131.
- (89) 全一八一—一二二頁。ibid., pp.133-134.
- (90) 全一八三頁。ibid., p.135.
- (91) 全一八四—一八五頁。ibid., p.136. ジェンソップは更にこう云っている「説明の原理としての『相対的自律性』という概念を、理論的ごみ溜めに投げ込むことが可能である」(ボブ・ジェンソップ 中谷義和訳『国家理論』お茶の水書房 一九九四年) 一五三頁。
- (92) Bob Jessop: State Theory (Poling Press, 1990) p.103.
- (93) 前掲『ブーランザスを読む』一九六頁。Bob Jessop: op. cit., pp.145-146.
- ジェンソップはブーランザスのこの自己批判の部分を自らの最近作の中にも再録している。cf. Bob Jessop: State Power (Polity Press, 2008) p.118.
- (94) Fred Block: Revising State Theory (Temple U.P. 1987) p.83.
- (95) Paul Thomas: Alien Politics — marxist state theory retrieved — (Routledge 1994) pp.146-149.